



平成 28 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ー エ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 田 み ち
(コード：3361 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 山 中 正 幸
(TEL 045-592-7777)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 27 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、平成 28 年 7 月 28 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 7 月 28 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会において、移行に必要な定款一部変更について承認をいただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ～(6) (条文省略)	(1) ～(6) (現行どおり)
(7) 産業用電気機械器具及び家庭用電気機械器具の <u>輸入</u> 、販売並びに賃貸	(7) 産業用電気機械器具及び家庭用電気機械器具の <u>輸出入</u> 、販売並びに賃貸
(8) ～(12) (条文省略)	(8) ～(12) (現行どおり)
(13) 電子機器、通信機器、水質汚濁防止機器、大気汚染防止機器、騒音防止機器及びその部品の <u>輸入</u> 、販売並びに賃貸	(13) 電子機器、通信機器、水質汚濁防止機器、大気汚染防止機器、騒音防止機器、 <u>火災防止機器、盗難防止機器</u> 及びその部品の <u>輸出入</u> 、販売並びに賃貸
(14) <u>火災防止機器、盗難防止機器の輸入、販売並びに賃貸</u>	(削除)
(15) 自動車及びその部品の <u>輸入</u> 、販売並びに賃貸	(14) 自動車及びその部品の <u>輸出入</u> 、販売並びに賃貸
(16) 日用品雑貨、運動用器具及び衣料品、寝具の <u>輸入</u> 、販売並びに賃貸	(15) 日用品雑貨、運動用器具及び衣料品、寝具の <u>輸出入</u> 、販売並びに賃貸
(17) 農産物・農産食料品、畜産物・畜産食料品及び水産物・水産食料品の生産・加工及び製造・販売並びに <u>酒類、清涼飲料水、飲料水の輸入及び製造・販売</u>	(16) 農産物・農産食料品、畜産物・畜産食料品及び水産物・水産食料品の生産・加工・ <u>製造・販売</u>
(新設)	(17) <u>清涼飲料水、飲料水、水素水及び関連商品の輸出入及び製造・販売</u>
(18) 各種医薬品及び医薬部外品の <u>輸入</u> 及び販売	(18) 各種医薬品及び医薬部外品の <u>輸出入</u> 及び販売
(19) 医療用具の <u>輸入</u> 、販売並びに賃貸	(19) 医療用具、 <u>健康機器の輸出入</u> 、販売並びに賃貸
(20) 服飾用品の <u>輸入</u> 、販売並びに賃貸並びに化粧品 <u>の輸入</u> 及び販売	(20) 服飾用品の <u>輸出入</u> 、販売並びに賃貸並びに化粧品 <u>の輸出入</u> 及び販売
(21) ～(23) (条文省略)	(21) ～(23) (現行どおり)
(24) <u>健康機器の輸入、販売並びに賃貸</u>	(削除)
(25) ～(26) (条文省略)	(24) ～(25) (現行どおり)
(27) <u>前各号に付帯又は関連する一切の業務</u>	(26) <u>コールセンター業務の受託</u>
(新設)	(27) <u>電力小売事業</u>
(新設)	(28) <u>インターネット接続サービス等通信に関する事業</u>
(新設)	(29) <u>一般貨物自動車運送事業</u>
(新設)	(30) <u>倉庫業</u>
(新設)	(31) <u>認可保育所の経営</u>

(28) コールセンター業務の受託	(32) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(会社の機関)</p> <p>第5条 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人</p> <p>第6条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(会社の機関)</p> <p>第5条 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会 ② 監査等委員会 (削除) ③ 会計監査人</p> <p>第6条～第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>12名以内</u>とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定する。また必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定する。また必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p>
--	--

<p>(取締役会規程) 第30条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約) 第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の数) 第33条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第34条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第35条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会規則) 第38条 <u>監査役会に関しては、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>4. 選任決議が効力を有する期間内における補欠監査役の解任は取締役会の決議による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、勤務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約ができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

(新設)	(監査等委員会規程)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(会計監査人の選任及び任期)	(会計監査人の選任及び任期)
第42条 (条文省略)	第37条 監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等)	(報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条～第48条 (条文省略)	第40条～第44条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年7月28日(木)
定款変更の効力発生日 平成28年7月28日(木)

以 上